

## 別記様式2

平成27年11月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名 (及び商品名)	検査の結果								備考
			T N (%)	T P (%)	T K (%)	T C u (mg/kg)	T Z n (mg/kg)	T C a O (%)	C/N	水分 (%)	
動物の排せつ物	株式会社ニューオリンピッククラブ	馬ふん(宝馬乗馬学校)	0.34	0.06	0.29	-	-	-	22.9	-	-
動物の排せつ物	株式会社ニューオリンピッククラブ	馬ふん(富里トレーニングファーム)	0.26	0.12	0.23	-	-	-	25.9	-	-
堆肥	太平物産株式会社	土の達人海宝	1.51	1.09	0.69	-	-	-	10.9	-	-
堆肥	太平物産株式会社	圧縮堆肥Ⅲ	1.99	1.77	0.97	-	-	-	12.4	-	-
堆肥	東部農林環境株式会社	植物材100%有機堆肥(露地用)	0.46	0.12	0.16	-	-	-	32.2	-	-
堆肥	東部農林環境株式会社	植物材100%有機堆肥(ハウス用)	0.50	0.13	0.20	-	-	-	34.2	-	-

備考：分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量 TP—りん酸全量 TK—カリ全量 TCu—銅全量 TZn—亜鉛全量 TCaO—石灰全量 C/N—炭素窒素比 水分—水分含有量

注)

- 1 特殊肥料の指定名の欄には、「特殊肥料の指定」(昭和25年6月20日農水省告示177号。以下「告示」という。)により指定されたそれぞれの肥料の名称を記載する。なお、記載の順序は、告示中の指定の順序に従うものとする。
- 2 届出名(及び商品名)の欄には、肥料取締法第22条第1項に基づく届出名称を記載するが、届出名称とは別に一般に販売される場合に使用される商品名があればカッコ書きで記載する。
- 3 検査の結果の欄には、分析結果を実施した場合にはその成分名及び含有量を記載するものとする。鑑定検査の結果、不適切な原料の使用が確認された場合等については、当該欄にその内容を記載することとする。
- 4 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。